

あきる野市教育委員会 9 月定例会会議録

- 1 開催日 令和 5 年 9 月 2 6 日（火）
- 2 開催時刻 午後 2 時 0 0 分
- 3 終了時刻 午後 2 時 4 7 分
- 4 場 所 あきる野市役所 5 階 5 0 5 会議室
- 5 日 程
- 日程第 1 議案第 2 1 号 令和 5 年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和 4 年度分）報告書について
- 日程第 2 請願第 1 号 指定管理者に係る違法条例条項の改正を求める件
- 日程第 3 教育長及び教育委員報告
- 6 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 丹 治 充 |
| 教育長職務代理者 | 田野倉 美 保 |
| 委 員 | 小 西 フミ子 |
| 委 員 | 坂 谷 充 孝 |
| 委 員 | 岡 部 秀 敏 |
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者
- | | |
|------------------|-----------|
| 教 育 部 長 | 渡 邊 浩 二 |
| 指 導 担 当 部 長 | 三 品 孝 之 |
| 生涯学習担当部長 | 遠 藤 文 寛 |
| 教育総務課長 | 木 村 紋 子 |
| 教育総務担当課長 | 石 川 尚 昭 |
| 教育施設担当課長 | 岩 崎 徹 |
| 学校給食センター建設準備担当課長 | 和 田 達 也 |
| 学 校 給 食 課 長 | 森 田 速 人 |
| 指 導 担 当 課 長 | 佐 藤 宗 一 郎 |
| 生涯学習推進課長 | 沖 倉 英 基 |
| スポーツ推進課長 | 一 瀬 秀 和 |
| 図 書 館 長 | 山 根 悟 |
| 指 導 主 事 | 宇 佐 美 拓 郎 |

指 導 主 事

近 藤 壮一郎

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（丹治 充君）

皆様、こんにちは。昨日は、西中学校訪問、大変お疲れさまでございました。連日、教育委員会業務が行われておりますけれども、どうぞよろしくお願いたします。

定刻となりましたので、ただいまからあきる野市教育委員会 9 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

事務局は全員が出席をしています。

本日の会議は、議事日程に従って進めてまいります。

議事録署名委員については、岡部委員と小西委員を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 21 号令和 5 年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和 4 年度分）報告書について上程いたします。

それでは、説明を教育部長にお願いします。

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

それでは、議案第 21 号令和 5 年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和 4 年度分）報告書についてご説明いたします。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項に基づくあきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項に基づき、令和 4 年度分の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、別紙のとおり報告書を作成しましたので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

内容等につきましては、教育総務担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

教育総務担当課長。

教育総務担当課長（石川尚昭君）

では、私のほうからご説明させていただきます。

本点検評価につきましては、令和 4 年 3 月に策定しましたあきる野市教育基本計画（第 3 次計画）に上げられている事務についての点検及び評価となります。本計画につきましては、上位計画であるあきる野市総合計画の期間に合わせ、令和 4 年度から 8 年度までの 5 年間を計画期間としております。このため、今回の点検評価につきましては、現計画となって初めての点検評価となっております。今回議案とさせていただきました報告書の様式につきましても変更がなされており、前計画で使用しておりましたアルファベットによる 5 段階の評価ではなく、3 次計画の事業に合わせた取組状況や課題を記入するものとなっております。

それでは、今年度の点検評価実施方法につきましてご説明いたします。

初めに、担当の各係において令和4年度に実施しました事業の点検及び評価を行いました。具体的には各係において取組目標と照らし合わせ、各事業の取組状況の記入と取組目標ごとに設定した施策の目標の令和4年度の実績値を記入してもらっております。

次に、課長級職員に各係が記入した取組状況を確認してもらおうと同時に、今後の取組等を踏まえた各事業ごとの課題について基本施策の進捗状況と照らし合わせた上で具体的に記入をしてもらっております。このような作業により作成したものを最終的に上級職員が全体的に、かつ総括的な確認を行い、事務局案として取りまとめ、これを有識者ヒアリングにかけまして、そこで指摘があった箇所についての修正を行ったものが本日教育委員の皆様方のお手元にお示しをしているものでございます。

最後に、今後の予定についてでございますが、本報告書（案）につきましては、本日教育委員の皆様方からのご意見等を踏まえた上で決定稿として取りまとめをさせていただきます。これを印刷製本したものを市議会に提出するとともに、市のホームページ上でデータを掲載する予定となっております。

概要につきましては以上となります。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何かご質問等ございますでしょうか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

ただいまの説明にあったように、昨年度までの報告書とはがらっと表記の仕方が変わっており、非常に見やすく、分かりやすいものとなっておりますと思いました。4つの取組目標に対する基本施策、それぞれの施策に対する事務事業が記載されており、施策体系図に沿った形のビジュアルとなっていて、すっきりと見やすく感じます。各事務事業に対する取組状況や課題も内容の焦点を絞っており、簡潔にまとめられていると感じました。取組目標ごとに施策の数値目標も示されていて、具体的で分かりやすいと思いました。また、専門用語にも索引をつけており、報告書を読む市民の方に配慮している点も評価したいと思います。これだけの改善をされた関係部署の方の努力に敬意を表したいと思います。

ここからは意見になりますが、施策目標については計画策定時と対象年度の実績値、そして、目標値として令和8年度の数値のみが示されていて、どうしてこのような結果、実績となったのかの説明や考察が記載されていません。そのような記載があったほうがより分かりやすいのではないかと思います。これは意見になります。

その上で施策について幾つか質問させていただきます。

まず18ページ、こちらの施策目標の学力調査の正答率、1番上の欄です。残念ながら計画策定時より正答率が小学生、中学生とも若干下がってしまっています。比較する学年が異なっているというのも一因かとは思いますが、もし何かほかに原因があるとなれば、考えられることがあるのかというのをお聞きしたいです。

次に、27ページ、こちらにも施策目標の中の1番上の欄の個別指導計画の作成人数が、

令和2年度から令和4年度にかけて、80人ぐらい人数が減ってしまっています。これは単に特別支援が必要な児童生徒の数が減少したということなのか、あるいはほかに原因があるとすれば、何か考えられることがあれば教えてください。

もう1つ、同じ27ページの上から4つ目の欄、1か月の超過勤務時間が45時間以上の教員の割合が、やはり働き方改革が進み、各学校でタイムカードを使ったり、なるべく教員が早く家に帰れるよう取り組んでいるはずなのに、反対に、45時間以上超過勤務をしている教員の割合が増えてしまっています。この辺りのことも、何か見解があれば教えてください。

以上です。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

それでは、お答えいたします。

今3つのご質問があったと思います。私からは、1点目と2点目をお答えさせていただきます。

まず1点目、18ページの学力調査の結果についてでございますが、こちら、先ほど田野倉委員がおっしゃられたように、対象学年が異なるということも理由の一つとして考えられます。また、この中身としましては、問われている問題の中で知識や技能を問う問題と思考力や判断力、表現力を問う問題がございます。その中で知識、技能を問う問題につきましては、昨年度、また今年度も結果が出ていますが、今年度と全国の平均よりはいずれも低いんですけども、その差は若干ではあります、縮まっているというところがございます。一方、思考力や表現力、判断力を問う問題につきましては、残念ながら、現状全国の平均からするとやや低い値となっております。その辺り、平均のこちらに出ている数字だけでは読み取れない、その中身が課題かと思えます。今後につきましては、この思考力や表現力を養うようなところで、各学校に指導していきたいというふうに考えております。

続いて、2点目でございます。27ページの個別指導計画の作成人数についてでございますが、この個別指導計画というものの自体は、本来特別支援学級や特別支援教室を利用している児童生徒に加えて、通常の学級の中でも配慮を要する児童生徒については作成することとなっております。ですので、児童生徒数が少なくなっているということも要因として考えられます。また、数値だけで判断するというのではなくて、必要な子に対してどれだけの割合で作成しているか。というのは、本来であれば、ここは人数ではなくて、必要な子に対してどれだけの割合で作成しているか、その作成率が重要になってくると思いますので、この辺りもう少し分析をして、その率を上げていくような対応を図っていきたいと考えております。

以上です。

教育長（丹治 充君）

指導担当部長。

指導担当部長（三品孝之君）

3点目は、私のほうからお答えさせていただきます。1か月の超過勤務45時間以上の教員の割合ということで、令和2年度との比較となりますと上昇しております。原因としては様々考えられると思っておりますが、コロナ禍によって教育活動や行事等が一旦制限されている中から、また徐々に教育活動や行事等が戻ってきているというようなことが一つ考えられていると捉えております。また、現在、新規採用者等も非常に増えておりますので、コロナ禍以前の教育活動や教員の状態から、このコロナ禍を経て新たに教育活動や教材研究等する中で時間がかかったり、新たな経験をしている教員もございます。その辺りも含めて、今後、自動音声システム等も入りますので、教育課程の精選等を含みまして、コロナ禍以降の新しい教育という形で捉え直す中で、再度この数値については改善していくというように考えております。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

はい。ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

そのほか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

私も同じ27ページの個別指導計画の作成人数について、田野倉委員と同じように不思議に思いました。発達障害の認知件数が増えているのに人数が減っているということは、どういうことなのだろうと。今説明を受けて分かりましたが、その年度に児童生徒数が減ったということが分かっていないと、先ほど説明のあったように、パーセントの掲載にしていたほうが分かりやすいかなと思いました。

以上です。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

そのようなより分かりやすい表記を検討してまいります。

教育長（丹治 充君）

検討していくということでよろしいですか。

委員（小西フミ子君）

はい、ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

そのほかございますか。

岡部委員。

委員（岡部秀敏君）

2点お伺いします。まず18ページの取組目標1の年間の残食量の割合について、計画策定年度で、令和2年度で元年度は13.1%に対して、4年度になると15.6%と上

がっています。目標値は12%ということですが、もしこの要因等が分かっておられましたら、今後に向けて教えていただきたいというのが1点。もう1点は、26ページの学校ICT環境整備のところです。校内タブレットの活用等が進んでいますが、家庭への持ち帰り等を考えたときに、家庭でのWi-Fi環境等について、もし調査等されていて、その結果等を把握されているようでしたら教えていただければと思います。

以上です。

教育長（丹治 充君）

学校給食課長。

学校給食課長（森田速人君）

今、委員から残食のお話かと思います。現在、和食中心のメニューを出している中で、お子さんの好き嫌いの部分でどうしても少し増えてしまっているところがございます。その辺につきましては、メニュー等を改善していきながら、なるべく食べやすいような形で残食量を減らしていければと思っております。

以上になります。

教育長（丹治 充君）

教育部長。

教育部長（渡邊浩二君）

補足をさせていただきます。数字的にどのくらい変わるのかというのは、明確なことは言えないんですけども、1つは令和2年度はまさにコロナ禍でありました。その中で、食事による感染を防ぐためにメニュー数をなるべく減らして食べさせるような丼もの等のメニューを考えました。そうしたところ、当然食べやすいですから、子供たちにも当初人気があり、一気にそのときの残食が減っていったという経緯もあります。今、課長が申し上げたことは全体的なこととして、もちろんある話であります。ただ、特化して言うとなると、感染リスクを考えたコロナ禍でのメニューの工夫という部分が大きな要因だったのではないかと考えております。

以上です。

委員（岡部秀敏君）

ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

教育総務課長。

教育総務課長（木村紋子君）

それでは、2点目の学校ICT環境整備のWi-Fiの調査について質問を承りましたので、お答えさせていただきます。

家庭での持ち帰りに際し、Wi-Fiの環境についての調査をしたのが令和3年度になります。その時点では7割程度の家庭がWi-Fiの環境が整っているという回答をいただいた状況でございます。現在、その調査を改めてはやっておりませんが、やはり学年進行しますと、新しいお子さんたちが入ってまいりますので、そちらは今後も調査をしたいと考えております。

以上でございます。

委員（岡部秀敏君）

ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

そのほかございますか。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

18ページの学力調査、先ほど来、お話があるところでもございますが、本市でもICT機器、タブレットを導入して、そちらを生かした授業を行い、児童生徒の理解を深めるという予定であると思います。学校訪問をさせていただいている中では、やはり活発によく利用されている学校もあれば、なかなかまだまだ調査段階という学校もあるわけです。ICT機器が導入されて3年がたっていると思うのですが、ただ、そこに至っても、まだ調査研究段階というのは、こちらは学校、教員の中で、そのICT機器を利用した授業を行うということが学力の向上につながるという理解がされていない。もしくは、これは別につながるんだというふうに理解されているのでしょうか。私見ですけれども、やはり授業の決められた時間を有効利用して、児童生徒の理解を深める、また対話をするところにおいては、ICT機器を十分活用していくということはプラスに影響すると考えているんですけれども、現場での考え方というのが何か伝わっていますでしょうか。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

お答えします。ICTの活用につきましては、私どもも、この4月に着任していろいろな学校を見させていただく中で、やはり学校ごとに使用頻度であったり、使用方法というところで様々差があるということは認識しております。ICTを使うことが、長い目で見れば、学力向上につながっていくものではあるんですが、使うことが目的にならないように。やはり何のために使うのかと考えた際に、今言われているのは児童生徒一人一人の特性や状況に応じてICTを効果的に使う。その個別最適な学びのために使うということと、児童生徒が協働して学ぶ際に、今までだと一定の人としか話合ったりすることはできなかったことが、ICTを使うことでクラスを超え学年、他の学校、その他いろいろなところの人とつながって協働できる、そのよさがやはりまだ実感できていないというところが、浸透し切れていないところの要因の一つかなと考えております。ですので、今後はやはり個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるためのICTの活用だという、その目的意識をしっかりと教員に持たせた上で活用していくんだということを周知徹底してまいりたいと思っています。

以上です。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。今お話の中で「長期的に考えて」ということがありました。ICT機器を利用した学習の中で、学習支援ソフトの導入が今、小学校で行われていると思

います。中学にも今後導入されていくのかなと思います。その際は、小学校で取り組んできたことが、引き続いて中学校に上がっても、自分の成果が見えて、自分の成長、学力の向上というのが見られる。そういった学習支援ソフトが使えると、より効果的に、長期的な学力の向上といえますか、効果が見れるということにつながっていくのではないのかなと思いました。こちら報告書には書けないかもしれませんが、今後の活用方法等を考えていくときに考えたいなと思ひまして、発言させていただきました。

今のは意見でございます。

教育長（丹治 充君）

それでは、意見ということで承りました。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

13ページの道徳教育の推進についてです。道徳地区公開講座に行ったとしても参観人数が少なく感じます。保護者や係のPTAの方々がいらしているのは分かるんですけども、保護者・地域住民等が一体となった道徳教育の意見交換が充実できるように検討することですが、どうやって増やしていこうとか、そういう考えがあたりでしたらお聞きしたいです。もう1点、学校訪問の際に気がつくことがあって、例えば一の谷小に行ったときに、4階のとても暑い教室に扇風機が一つもなかったということがありました。そういうのは、どういった形で環境整備されているのかお伺いしたいです。

教育長（丹治 充君）

それでは、道徳について指導担当部長。

指導担当部長（三品孝之君）

私のほうからお答えさせていただきます。道徳授業地区公開講座、東京都が始めてから、もうかなりたつものですから、地域の方や保護者の方の認識も様々だと捉えております。当初は、人を集めるために講演会のような形の形態が取られた部分もありますが、やはり道徳教育は日頃の家庭や地域との関わりの中で、学校とともに育てていくというように考えておりますので、今後は意見交換が気楽にできる、気軽に参加できるような形態等を工夫できるよう助言をし、改善を図っていきたくと考えております。

委員（小西フミ子君）

関連してよろしいですか。

教育長（丹治 充君）

どうぞ。

委員（小西フミ子君）

ということは、各学校の校長先生にそういう指導をされて、校長先生が各自考えられるということでしょうか。

指導担当部長（三品孝之君）

そのとおりです。

委員（小西フミ子君）

分かりました。

教育長（丹治 充君）

それでは、扇風機について教育総務課長。

教育総務課長（木村紋子君）

2点目にご質問いただきました、扇風機についてお答えいたします。各学校の担当に温度設定などをきちんと指導、周知した中で、各学校が適切に行っているものと判断しているところですが、しかしながら、学校がとても暑かったということですので、そちらについての調査は施設営繕課と一緒に対応は確認させていただきたいと思っております。現在、扇風機などについては、各学校の配当予算の中で、各学校が計画的に購入していただいております。その中でも購入が難しいなどの相談はいつでもこちらで承る状況をつくっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

委員（小西フミ子君）

ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（小西フミ子君）

はい、大丈夫です。

教育長（丹治 充君）

ほかにはないでしょうか。

委員（岡部秀敏君）

あと2点、よろしいでしょうか。

教育長（丹治 充君）

岡部委員。

委員（岡部秀敏君）

1点目ですが、16ページの学校給食、食育の推進のところ、米印の1行目の栄養教諭についてです。あきる野市全体として栄養教諭が何人配置されているのかということと、2点目、23ページの教職員のメンタルヘルスのところです。やはりコロナ禍等の、いろいろな関係で精神的にストレスを感じたりして学校に勤務しづらい教員などもあるのではないかなと思っております。そういう教員に対応されている事例、人数等がありましたら教えていただければありがたいです。

以上です。

教育長（丹治 充君）

学校給食課長。

学校給食課長（森田速人君）

栄養教諭の関係ですが、現在、多西小学校に1名、秋川学校給食センター係に配属という形で授業をさせていただいております。

以上になります。

委員（岡部秀敏君）

ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

続いて、メンタルヘルスの関係。

指導担当部長。

指導担当部長（三品孝之君）

2点目について、私のほうからお答えさせていただきます。

人数については、日々推移しているところもありますので、正確な数字が申し上げられず、申し訳ございません。

事例としまして、若手教員が自信をなくしてお休みをしたという事例がございます。その教員については、夏休み期間から退職された元教員に学習支援という形で、教員の授業支援をしていただいています。教材研究や授業の様子を見ていただき、指導助言を加えながらサポートしていくことで順調に回復しているという事例がございます。

委員（岡部秀敏君）

今後ともよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（岡部秀敏君）

はい。

教育長（丹治 充君）

ほかの委員の皆さん方、よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問もないようですので、質疑を終了いたします。

日程第1 議案第21号令和5年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）報告書についてお諮りいたします。原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第21号令和5年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）報告書については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 請願第1号指定管理者に係る違法条例条項の改正を求める件を上程します。

説明を生涯学習担当部長にお願いします。

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（遠藤文寛君）

それでは、請願第1号指定管理者に係る違法条例条項の改正を求める件についてご説明いたします。

既にご確認いただいている本請願につきましては、市議会議長宛てに陳情書でも提出さ

れており、9月12日の総務委員会で議論されております。今回、本請願に係る教育委員会の条例は4つであります。

1つ目が、あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例、これはあきる野ルピアになります。

2つ目が、あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例、こちらは秋川キララホールになります。

3つ目が、あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例、これは秋川体育館、五日市ファインプラザ、市民プールなどになります。

4つ目が、あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例、こちらは中央公民館になります。

以上4つになります。

次に、請願者が指摘している事項につきまして、5つありますので説明させていただきますと思います。

1点目は、4つの条例になります。その事業の条文に関して行為主体の規定がない。つまり主語がないため無効である。

2点目があきる野ルピアの、あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例と中央公民館のあきる野市公民館の設置及び管理に関する条例の指定管理者が行う業務の条文に関して利用承認である処分が含まれているため違法である。

3点目は、こちらも4つの条例になります。利用の承認または使用の承認の条文に関して、承認という処分を行う処分庁は教育委員会ではなく、教育長であるため誤りである。

4点目です。こちらも4つの条例になります。施設の管理の条文に関して長の権限が委員会に委任されている規定があれば正当である。

5点目です。キララホールのあきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例と秋川体育館などのあきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の準用規定の条文に関して、読替規定において、指定管理者を行政庁とする規定がないため、処分に関する規定は委員会を指定管理者と読み替えることはできないとしております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問等はございますでしょうか。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

生涯学習担当部長から、陳情書が市議会議長宛てに提出されて、議会の総務委員会で議論されたという説明がありました。具体的には、その議論の中でどのような質問が出たのかということをお教えいただけますか。

教育長（丹治 充君）

生涯学習担当部長

生涯学習担当部長（遠藤文寛君）

お答えいたします。教育委員会に関係するところでは、先ほど説明いたしました請願者が指摘している事項の5つについて、それぞれ質問がございました。

その概要ですが、まず1点目につきましては、各施設、教育委員会では、4つの条例の事業の条文に関して、行為主体の規定がない旨の指摘があるが、全ての条例が施設の設置及び管理に関する条例なので、施設を主眼としたつくりになっているため、当該各条例の規定は適正だと思うが、いかがかということ。

2点目です。指定管理者が行う業務の条文に関して、教育委員会ではあきる野ルピアのあきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例と中央公民館のあきる野市公民館の設置及び管理に関する条例になりますが、利用承認である処分が含まれているが、これは指定管理者制度が使用、利用の許可などの行政処分も含めて管理を行う制度とされたためであると理解していますが、いかがかということ。

3点目です。承認という処分を行う主体については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の職務権限や市長の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則によると、教育委員会がその主体と理解しているが、いかがかということ。

4点目です。産業文化複合施設のあきる野ルピア、市民文化ホールの秋川キララホール、体育施設、公民館に関する職務権限は市長から教育委員会に委任されていると理解しているが、いかがかということ。

そして、5点目です。設置及び管理に関する条例上には読替規定が存在しているものがありますが、例えば処分である使用の承認が規定されている部分において、委員会を指定管理者に読み替えるとされています。指定管理者を地方自治法第153条第2項の行政庁とする規定が当該条例にない場合でも、指定管理者制度上では読み替え規定ができるものと理解しているが、いかがかということ。

これら5点について質問がございました。

以上です。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。それらの質問に対しては、どのような回答だったのか教えてください。

教育長（丹治 充君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（遠藤文寛君）

お答えいたします。

まず、1点目の行為主体の規定がない旨の指摘があるかどうかということにつきましては、施設の設置及び管理に関することを想定したものであり、規定上の主語が「施設は」や「施設の管理は」などの施設を主眼とした規定としているものであること。また、行為主体の言及はなくても、指定管理者に行わせることができる旨の規定があること。

また、2点目の指定管理者が行う業務には処分が含まれているが、これはどうかということにつきましては、平成15年に公布されました地方自治法の一部を改正する法律によ

り、従来の管理の委託制度に代わって指定管理制度が導入されたことから、この中で施設の使用許可などの行政処分を含めた管理を指定管理者に行わせることができるものとされていること。

また、3点目です。承認という処分を行う主体について、どのように解釈すべきかということについてですが、市長の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則や地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員会が事務を執行することとされていること。また、地方自治法第244条の2第3項では、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより指定管理者に施設の管理を行わせることができると規定されているが、普通地方公共団体の執行機関である教育委員会を行為主体としているものであるということ。

それから、4点目です。職務権限は、市長から教育委員会に委任されているのかということにつきましては、産業文化複合施設のあきる野ルピア、市民文化ホールの秋川キララホール及び体育施設については、市長の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則において事務委任を規定していること。また、公民館については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、その設置、管理及び廃止が教育委員会の職務権限とされていること。

最後、5点目になります。「委員会」を「指定管理者」と読み替えることについては、どうなのかということにつきましては、平成15年に公布された地方自治法の一部を改正する法律により、従来の管理の委託制度に代わって指定管理制度が導入されたことから、この中で施設の使用許可などの行政処分を含めた管理を指定管理者に行わせることができるものとされていること。

これらのことが教育委員会を含めた施設について市の見解として答弁され、それぞれ適正な規定であるとの判断から、陳情につきましては9月12日の総務委員会では不採択となりました。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員、いかがでしょうか。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

そのほか。

岡部委員。

委員（岡部秀敏君）

質疑の中であった指定管理者に行わせる旨の規定について、もう一度教えていただければありがたいです。

教育長（丹治 充君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（遠藤文寛君）

ちょうど2点目だと思いますが、それぞれの条例を申し上げますと、あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例では、第9条になります。

次に、あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例では第19条です。

続いて、あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例では第3条第2項になります。

最後です。あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例では第3条第2項になります。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

岡部委員、いかがでしょうか。

委員（岡部秀敏君）

ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

委員（岡部秀敏君）

はい。

教育長（丹治 充君）

そのほか、いかがでしょうか。

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

確認のためお聞きしたいんですが、今の生涯学習担当部長の説明は、先日議会の陳情での質疑に対する答弁と同じでしょうか。

教育長（丹治 充君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（遠藤文寛君）

相違はございません。

以上です。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい。

教育長（丹治 充君）

そのほかございますでしょうか。

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

今、生涯学習担当部長のほうから、いろいろご説明いただきました。その説明と、先日の議会の総務委員会での陳情における質疑応答からでも分かるように、5点の指摘されている事項については、それぞれ適切な規定であると思いました。また、市の見解と教育委員会の判断に相違があってはおかしいとも思います。こうしたことから、今回の請願については不採択がよいのではないかと考えます。

教育長（丹治 充君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

私も職務代理と同じ意見です。

教育長（丹治 充君）

ほかにいかがでしょうか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、意見がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより日程第2 請願第1号指定管理者に係る違法条例条項の改正を求める件について採決を行います。本請願を採決することに賛成の委員は挙手を願います。

《なし》

教育長（丹治 充君）

挙手なしと認めます。

よって、日程第2 請願第1号指定管理者に係る違法条例条項の改正を求める件は、不採択とすることに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第2 請願第1号指定管理者に係る違法条例条項の改正を求める件は、不採択といたします。

続きまして、教育長及び教育委員報告に入りたいと思います。

それでは、私のほうからご報告申し上げます。9月23日秋多中の体育大会は、報告書では土曜日とありますが、雨天のため翌24日、日曜日に順延となりましたので、訂正をお願いいたします。

そのほかでは、生涯学習スポーツの観点からお話しいたしますけれども、本日、東京ゲートボール連合西多摩ブロック協議会主催により西多摩親善ゲートボール大会が開催されました。グランドシニアの皆さん方は、気温が上がる中で元気にプレーされ、各地区からの参加者と親睦を深められていました。今後こうした取組を教育広報の中にも取り上げていきたいという思いであります。

以上でございます。

他の教育委員の皆さんからは、何か報告等がございますか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問等ないので、教育長及び教育委員報告は終了いたします。

教育長（丹治 充君）

最後に、事務局から今後の日程等についてご案内をお願いいたします。

教育総務担当課長。

教育総務担当課長（石川尚昭君）

それでは、私のほうから今後の日程等についてご案内をさせていただきます。

まず初めに、学校訪問の予定でございます。9月28日、増戸中学校、10月4日、東中学校、10月10日、五日市中学校、10月16日、秋多中学校、10月18日、御堂

中学校、10月24日、五日市小学校、以上6校につきまして学校訪問を予定しております。よろしく願いいたします。

続きまして、時系列、前後いたしますけれども、10月6日金曜日、東京都市町村教育委員会連合会第1回研修会がオンラインで開催をされます。

次に、10月11日水曜日、東京都市教育長会幹事会・定例会が東京自治会館にて開催されます。

次に、10月13日金曜日、五日市小学校鼓笛隊創立65周年記念パレードが五日市小学校及び周辺道路等にて開催されます。

最後に、次回10月の定例会でございますが、10月25日水曜日、午後2時からここ505会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

私からの案内は以上でございます。

教育長（丹治 充君）

そのほかございますか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、以上をもちましてあきる野市教育委員会9月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後2時47分